

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年6月1日 08時30分ごろ
発生場所	山口県下関市特牛港西南西方沖 特牛灯台から真方位250° 2.3海里付近 (概位 北緯34° 18.4′ 東経130° 50.9′)
事故の概要	プレジャーボートattackは、漂流中、また、漁船松丸は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート attack、6.1トン 251-21545福岡、株式会社九州リースサービス B 漁船 松丸、2.9トン YG3-52687（漁船登録番号）、個人所有 第291-41039号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 2人（船長A及び同乗者） B なし
損傷	A 左舷船首部外板に破口及び亀裂 B 左舷船首部外板に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、船首を北東方に向けて主機を停止し、釣りをしながら漂流していた。 船長Aは、左舷船首部で左舷方を向いて釣りをしていたところ、A船に接近するB船を左舷船首方に認めたが、B船がA船の左舷側を通過するようには見えなかったので、航行中のB船が漂流中のA船を避けてくれると思い、しばらく様子を見ながら漂流を続けることとした。 船長Aは、B船の動静を見ていたところ、更にB船がA船に向かって接近して来たので、衝突の危険を感じて同乗者に危険を知らせ、何かに掴まるように声を掛けながら操舵室に戻り、A船の主機を始動したものの、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長A及び同乗者1人は、衝突の衝撃で後ろに倒れた際にそれぞれ左膝等を打撲した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、特牛港を出航後、針路を南西方

	<p>に定めて自動操舵とし、約15ノットの対地速力で南西進した。</p> <p>船長Bは、後部甲板に移動して釣りの準備を行っていたところ、突然衝撃を感じ、B船とA船とが衝突したことに気付いた。</p> <p>A船及びB船は、それぞれ自力で航行して、特牛港に着岸した。</p> <p>船長Bの知人は、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p>
分析	<p>A船は、漂流中、船長Aが左舷船首方から接近するB船を認めた際、B船がA船の左舷側を通過するように見え、航行中のB船が漂流中のA船を避けてくれると思い、漂流を続けたことから、更に接近したB船に危険を感じて操舵室に戻り主機を始動したものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、自動操舵で南西進中、船長Bが、後部甲板で釣りの準備を行いながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が自動操舵で南西進中、船長Aが、接近するB船を認めた際、航行中のB船が漂流中のA船を避けてくれると思い、漂流を続け、また、船長Bが後部甲板で釣りの準備を行いながら同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、漂流中に接近する他船を認めたときには、自船に気付いていない場合があるので、航行中の他船が漂流中の自船を避けてくれることを期待せず、余裕がある時機に注意喚起を行ったり、船体を移動させたりするなど、衝突を避けるための措置を採ること。</li> <li>・船長は、航行中、操舵室を離れて特定の作業を行うことなく、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> </ul>